須坂市農業委員会 令和2年4月総会 議事録

- 1 招集 令和2年4月28日(火)午後3時00分
- 2 開会 令和2年4月28日(火)午後3時00分
- 3 閉会 令和2年4月28日(火)午後3時47分
- 4 場所 須坂市役所 305 会議室
- 5 出席した農業委員(12人)

出席した農地利用最適化推進委員(7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	谷口フサ子	推進委員	15番	竹前清孝
会長職務代理	13番	田中郁男	IJ	7番	斎藤 稔	IJ	16番	小林郁雄
農業委員	1番	坂本正雄	<i>II</i>	8番	山岸和人	<i>II</i>	17番	市川和志
IJ	2番	茂木 都	<i>II</i>	9番	中村嘉博	<i>II</i>	18番	小林英次
IJ	3番	中澤秀樹	<i>II</i>	12番	平野 正	<i>II</i>	19番	神林秀明
IJ	4番	小林 昇	<i>II</i>			<i>II</i>	20番	豊田耕一
JJ	5番	長野 衛	"				21番	依田浩明

6 欠席した農業委員

10番 宮尾哲雄

11 番 春原 博

欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について(→農業 委員会許可)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街 化区域を除く地域内における農地の権利移動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の 決定について(利用権設定→市の公告)

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穣亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

事務局長

定刻になりましたので、須坂市農業委員会4月総会を開会いたします。本日の会議につきましては、宮尾委員と春原委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数の過半数の出席をいただいておりますので本日の会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり 議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長

全国的に新型コロナウイルス感染症が流行しておりまして大変な中ではありますが、 4月総会にご参集いただきましてありがとうございます。本日の総会は、令和2年度最初の総会となりますが、議事がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願いいた します。

4月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第 14 条の規定により、2番 茂木 都委員、3番 中澤 秀樹委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数4件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は ございませんか。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は ございませんか。

3番 No.1 からNo.3 についてですが、申請人は長野市の方ですが、現地は荒廃農地で段差もあり、この場所で何をどんなふうに農業をされるのか、また現在の耕作状況についてお尋ねします。

説明員 営農計画書によりますと、現況は不耕作地で不耕作の期間が長かったため、取得後は 重機を搬入して農地の整備を行って菊芋を栽培したいとのことです。

なお、現在長野市で所有している農地の利用状況ですが、米、菊芋、ラズベリーを栽培しているとのことです。

労務状況ですが、申請人及び夫の2人で耕作しているそうですが、繁忙期にはお手伝いを雇っているとのことです。

長野市から申請地まで車で約20分とのことで定期的な通作は可能とのことです。

3番 長野市で栽培している菊芋の作付面積はどのくらいですか。

説明員 長野市に紹介したところ保科地区で 22 アール栽培しているとのことです。

議長 ほかにないようですので推進委員さんで質疑意見がありましたらお願いします。

ないようでありますので、採決をいたします。

議案第1号の4件について意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。 (賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第1号の4件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長
次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は ございませんか。

議長 ないようですので推進委員さんで質疑意見がありましたらお願いします。

ないようでありますので、採決をいたします。

議案第2号の1件について意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。 (賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第2号の1件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集 積計画の決定について」申請件数38件を議題といたします。

最初に、No.1 からNo.12 までの 12 件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は ございませんか。

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第3号のNo.1 からNo.12 までの 12 件について、決定とするに賛成の農業委員さん は挙手願います。

(賛成者举手)

挙手全員であります。

よって、議案第3号のNo.1 からNo.12 までの 12 件については、決定とすることに決し ました。

次に、議案第3号のNo.13からNo.25までの13件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は ございませんか。

7番 No.16 とNo.17 ですが、賃借期間が 20 年ということで年齢的には問題ないような気はし ますが他と比べると長いような気がします。こういう長い例は今までもありましたか。

ほかにないようでしたら推進委員さんで何かございますか。 議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第3号のNo.13からNo.25までの13件について、決定とするに賛成の農業委員さん は挙手願います。

一般的には10年程度が多いと思いますが、過去に20年という例はございました。

(賛成者举手)

説明員

挙手全員であります。

よって、議案第3号のNo.13からNo.25までの13件については、決定とすることに決し

議長 次に、議案第3号のNo.26からNo.34までの9件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。 議長 ないようでありますので推進委員さんでありましたらお願いします。

> ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は ございませんか。

7番 No.34 ですが、再設定で1年間というのは何か理由があるのですか。

これまで5年間で賃借権の設定をしていましたが、貸人から農地を購入してもらいた 説明員 いと申し出があり、とりあえず1年間様子を見させてほしいという話の中から、今回は 1年間の再設定の申請としたものです。

議長 ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第3号のNo.26 からNo.34 までの9件について、決定とするに賛成の農業委員さん

は挙手願います。

(賛成者举手)

挙手全員であります。

よって、議案第3号の $N_0.26$ から $N_0.34$ までの9件については、決定とすることに決しました。

議長

次に、議案第3号のNo.35からNo.38までの4件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は ございませんか。

ないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第3号のNo.35 からNo.38 までの4件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第3号のNo.35 からNo.38 までの4件については、決定とすることに決しました。

議長

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」報告件数2件について、事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。 これをもちまして、4月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

須坂市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

譲		
	署名委員	
	要夕禾昌	